

事 務 連 絡
平成 30 年 12 月 7 日

高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜に関する周知依頼

経済産業省産業技術環境局環境管理推進室

日頃より、経済産業行政へのご理解・ご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度 PCB 廃棄物」という。）については、国が全額出資した特殊会社である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用し、地元の理解と協力の下、処理施設を整備して処理が行われているところですが、JESCO の処理施設ごとに計画的処理完了期限が定められており、とりわけ安定器及び汚染物等に係る期限については、北九州・大阪・豊田事業エリアでは 2021 年度末、北海道・東京事業エリアでは 2023 年度末と、残された時間は限られています。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）において、高濃度PCB廃棄物の保管事業者は、計画的処理完了期限の1年前を処分期間の末日として、当該処分期間内に高濃度PCB廃棄物を自ら処分又はJESCOに処分委託することが義務付けられ、同時に、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（以下「高濃度PCB使用製品」という。）の所有事業者に対し、処分期間内に廃棄すること等が義務付けられています。

PCB は変圧器、コンデンサー等の電気機器の絶縁油をはじめ、これまでに一部の塗料にも使用されていることが確認されていましたが、一部の関係省庁等が実施した実態調査の結果、橋梁、洞門、排水機場をはじめとする施設等において、PCB を含有した塗料の使用が明らかになり、PCB を含有した塗膜の中には高濃度 PCB 廃棄物となるものも確認されているところです。

こうした高濃度 PCB 廃棄物となる PCB を含有した塗膜（以下「高濃度 PCB 含有塗膜」という。）についても、他の高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品と同様、それぞれの施設等の管理者において適切に対応することが必要であることから、国の全省庁及び地方公共団体において調査を開始したところです。

つきましては、貴団体内及び貴団体に所属する事業者等におかれましても、下記事項の周知を図っていただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

ご多用中のところ誠に恐縮ですが、趣旨についてご理解をいただき、高濃度 PCB 廃棄物の期限内処理にご協力をいただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

<高濃度PCB含有塗膜について>

高濃度 PCB 含有塗膜の判断方法等については、別添「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の把握について(初版)」をご参考願います。また、以下の事項にもご留意ください。

- 当該塗膜の除去については、施設等の更新、改修等が予定されている場合には当該更新、改修等と併せて実施するなど、事業者等の事情等を適宜考慮の上、処分期間内に処分委託が行えるよう早期に行ってください。
- 除去した塗膜については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の特別管理産業廃棄物に係る保管基準に従い、適切に保管の上、JESCO に登録し、処分期間内の早期に処分委託を行ってください。なお、登録、委託契約等に関する手続きについては、JESCO ホームページをご確認いただくか、下記 JESCO 登録担当連絡先までお問い合わせください。

<添付資料>

- 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の把握について（初版）

<参考情報>

- PCB特別措置法に基づく届出等

- ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて（パンフレット）（環境省ホームページ）

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full19.pdf>

- ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイト（環境省ホームページ）

http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb_soukishori/

- 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）ホームページ

<http://www.jesconet.co.jp/>

<問合せ先>

- JESCO への PCB 廃棄物の登録、委託契約等に関する問合せ先

JESCO 登録担当

TEL : 03-5765-1935

- 本事務連絡に関する問合せ先

経済産業省産業技術環境局環境管理推進室

担当：石堂、合田

TEL : 03-3501-4665